

あいあいタウン (No.1229)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 1 月 30 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 アクサス株式会社 住所 徳島県徳島市山城西四丁目 2 番地														
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 あいあいタウン 所在地 木田郡三木町氷上 911 番地 外														
変更した事項	<p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 【変更前】 4,718 m² 【変更後】 5,265 m²</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 収容台数：263 台（1 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 収容台数：282 台（1 箇所）</p> <p>② 荷さばき施設の位置及び面積 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 面積：281.0 m²（3 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 面積：312.5 m²（4 箇所）</p> <p>③ 廃棄物等の保管施設の位置及び面積 【変更前】 位置：図面 3-1 建物配置図（変更前） 容量：19.50 m³（2 箇所） 【変更後】 位置：図面 3-2 建物配置図（変更後） 容量：26.34 m³（3 箇所）</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】</p> <table border="1"><thead><tr><th>小売業者</th><th>営業時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ハローズ</td><td>午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）</td></tr><tr><td>DCM 株式会社</td><td>午前 9 時から午後 8 時まで</td></tr></tbody></table> <p>【変更後】</p> <table border="1"><thead><tr><th>小売業者</th><th>営業時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ハローズ</td><td>午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）</td></tr><tr><td>DCM 株式会社</td><td>午前 9 時から午後 8 時まで</td></tr><tr><td>株式会社マツモト キヨシ中四国販売</td><td>午前 9 時から午後 10 時まで</td></tr></tbody></table> <p>② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】 荷さばき施設 1、2：午前 6 時から午後 10 時まで 荷さばき施設 3：午後 10 時から翌午前 6 時まで</p>	小売業者	営業時間	株式会社ハローズ	午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）	DCM 株式会社	午前 9 時から午後 8 時まで	小売業者	営業時間	株式会社ハローズ	午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）	DCM 株式会社	午前 9 時から午後 8 時まで	株式会社マツモト キヨシ中四国販売	午前 9 時から午後 10 時まで
小売業者	営業時間														
株式会社ハローズ	午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）														
DCM 株式会社	午前 9 時から午後 8 時まで														
小売業者	営業時間														
株式会社ハローズ	午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）														
DCM 株式会社	午前 9 時から午後 8 時まで														
株式会社マツモト キヨシ中四国販売	午前 9 時から午後 10 時まで														

	【変更後】 荷さばき施設 1、2、4：午前 6 時から午後 10 時まで 荷さばき施設 3：午後 10 時から翌午前 6 時まで
変更の年月日	令和 5 年 9 月 20 日
変更する理由	小売業者の入店に伴う店舗面積の増加とそれに伴う施設配置・運営方法の見直しのため

2 届出年月日 令和 5 年 1 月 19 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三木町地域活性課
縦覧期間： 令和 5 年 1 月 30 日から令和 5 年 5 月 30 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 5 年 5 月 30 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町地域活性課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ